

告 示

埼玉県告示第千三百九号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

上尾市全域

四 作業期間

平成二十九年十月十二日から平成三十年三月十九日まで